

2017年2月2日

株式会社ロコンド

代表取締役 田中裕輔

問合せ先： 管理部 03-5465-8022（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社ではコーポレート・ガバナンスを経営統治機能と位置付けており、企業価値を継続的に高めていくための不可欠な機能であるとの認識に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めております。また、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と意思決定における透明性及び公平性を確保することが極めて重要と考えております。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、株主、投資家及び事業パートナーをはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得ることも重要な経営課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則については、当社ウェブサイトにて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アルペン	770,360	18.14
アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合	722,720	17.02
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	500,000	11.77
テクノロジーベンチャーズ2号投資事業有限責任組合	474,320	11.17
アント・リード2号投資事業有限責任組合	397,160	9.35
WiL Fund I, L.P.	342,560	8.07
田中 裕輔	226,580	5.34
Sparrowhawk Partners, Inc.	200,000	4.71

秋里 英寿	168,600	3.97
みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合	154,160	3.63

支配株主名	—
-------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京マザーズ
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	5名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
平野正雄	その他会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野正雄	○	—	コンサルティング会社および事業会社でのビジネス経験および経営経験を当社の経営全般に活かされることおよび当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を行っていただくために選任しております。また、当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査担当者は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行い情報の共有を図っております。さらに監査役、会計監査人および内部監査担当者との間の情報交換・意見交換については、会計監査人が監査を実施する都度開催される監査講評に内部監査人及び監査役が同席することによって情報の共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について随時意見交換等を行っております。

社外監査役を選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中森 真紀子	公認会計士													
廣田 聡	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中森 真紀子	○	—	公認会計士・税理士としての財務・会計に関する豊富な経験と専門知識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。
廣田 聡	○	—	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の他、従業員に対しても業績向上による意欲や士気を高める事を目的として、ストックオプション制度を導入しております。なお監査役に対しては監査役就任前における従業員としての功労に対して付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内で、業績や各取締役の管掌業務の成果等を勘案し、取締役会から授権された代表取締役社長が決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部が行っております。また非常勤監査役に対する情報伝達は常勤監査役が定期的に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>1 取締役会</p> <p>当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。</p> <p>また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。</p> <p>2 監査役会</p> <p>当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役会は、毎月1回の定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時的監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。</p> <p>3 内部監査</p> <p>当社は、社長直轄機能として内部監査担当者を設け、業務を行っております。法令及び社内規程への遵守、不正防止、業務の効率化・社内管理の有効化等の視点で業務監査等を実施しており、重要な問題が検出された場合には社長及び監査役会に報告するとともに、その改善対応についても確認を行っております。</p> <p>4 会計監査人</p> <p>当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。</p>
--

同監査法人および当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

5 責任限定契約

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法 423 条第 1 項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や事業内容から、監査役会設置会社が最適であると判断しており、社外取締役 1 名（独立役員）、社外監査役 2 名を選任することで、取締役会に対する牽制及び監視機能の向上を図っております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	作成・公表はしていませんが、株主・投資家の皆様に透明性・公平性・継続性を基本に情報提供を努めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定していませんが、個人投資家向け I R イベントへの参加等を検討いたします。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的に決算説明会を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	—	—
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイトに投資家向け情報ページを設け、決算情報や適時開示情報の掲載を行う予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部内に I R 担当セクションを設置する予定です。	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対し、有用な情報を正確かつ迅速に公表することが重要であると認識しており、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	—
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する基本方針を定めると共に、コンプライアンス行動規範を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。
 - (2) 取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
 - (3) 内部監査人を設置して、取締役及び使用人の教育、コンプライアンスの状況の監査等を行う。また、内部監査人は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

(4) 監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた文書管理規程に基づき、適正な保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化する。代表取締役を全社的なリスク管理の最高責任者としたリスク管理体制を構築する。

(2) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

(2) 取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査役の要請に応じ、管理部経理・財務チームに監査業務を補助させる。

(2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告する。

(2) 監査役会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査人等の使用人その他の者に対して報告を求める。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- ・ 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力対応規程」にて、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与もおこなわず、反社会的勢力との係わりを一切もたないようにすることを規定しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 社内規程の整備状況

当社では、「反社会的勢力対応規程」を定め、全役職員が本規程を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(2) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

反社会的勢力対応部署を管理部人事・総務チーム、反社会的勢力対応責任者を管理部門責任者と定め、反社会的勢力による不当要求が発生した場合、所轄警察署などの外部専門機関との連携等が図れるよう体制を構築しております。

(3) 反社会的勢力排除の対応方法

イ. 株主・取引先・役職員について

当社は、全ての株主、取引先、役職員に対して日経テレコンで反社会的勢力の該当有無に関する記事検索を実施し、必要に応じて信用情報機関等による調査を実施しております。

株主に対する調査に関して、当社株式の譲渡制限の廃止後は、株主名簿管理人で行われる反社会的勢力チェックの実施にて代替する予定であります。

ロ. 既取引先等について

既存取引先については、原則として年1回日経テレコンによる記事検索を実施し、必要に応じて信用情報機関等による調査を実施する。

ハ. 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

反社会的勢力対応責任者へ遅滞なく報告し、取引関係等を解消いたします。

(4) 外部の専門家との連携状況

所轄警察署、(財)暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等を相談窓口とし、情報収集や有事の際の対応を行います。

(5) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社では、反社会的勢力対応責任者が反社会的勢力に関する情報を管理し、当該情報を「極秘」と

して取り扱っております。

(6) 研修活動の実施状況

当社は、随時、役職員全員に対して社内研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

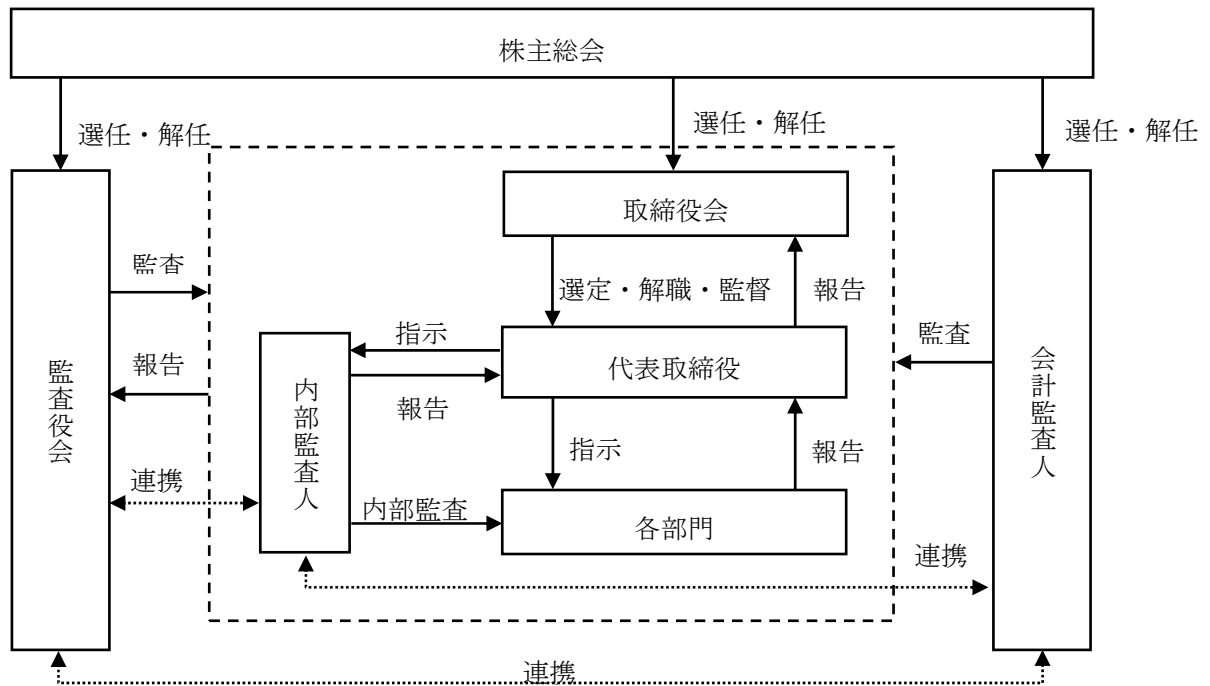
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

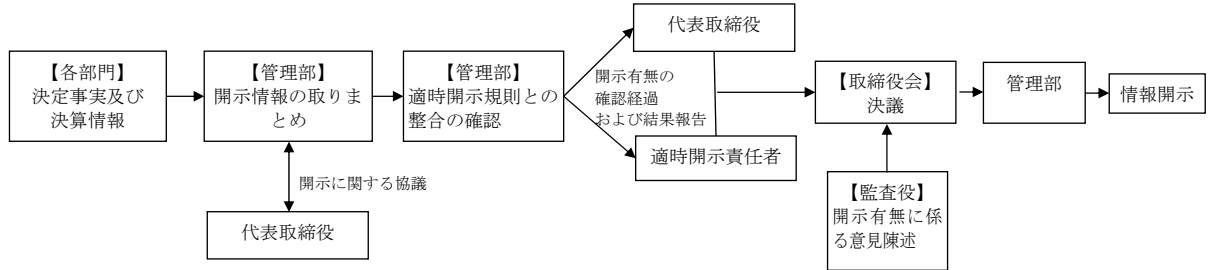
—

【模式図(参考資料)】

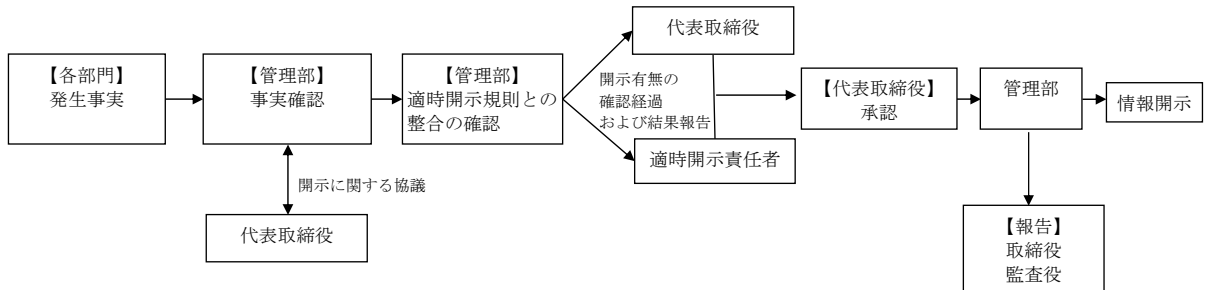


【適時開示体制の概要（模式図）】

① 決定事実及び決算情報に関する開示



② 発生事実に関する開示



以上